

2019年1月19日

投資家と国との間の紛争解決の行動規範に関する
環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定委員会決定

委員会は、次のとおり決定する。

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）第9・22条（仲裁人の選定）6を想起しつつ、委員会は、附属書に記載のとおり、投資家と国との間の紛争解決手続のための行動規範を定める。